

伊丹市公共施設電気供給業務仕様書

本仕様書は、「非 FIT 電力の地産地消に関する協定書」に基づき、伊丹市の市公共施設（以下「供給施設」という。）にて使用する電気の供給業務について定めたものである。

1. 供給施設

- | | |
|-------------|--------|
| 1) 供給施設名 | 別紙のとおり |
| 2) 供給施設住所 | 別紙のとおり |
| 3) 供給地点特定番号 | 別紙のとおり |
| 4) 業種及び用途 | 別紙のとおり |

2. 受電施設の概要

- | | |
|---------------------|--------|
| 1) 受電電気方式 | 別紙のとおり |
| 2) 受電電圧 | 別紙のとおり |
| 3) 周波数 | 別紙のとおり |
| 4) 受電方式 | 別紙のとおり |
| 5) 契約種別 | 別紙のとおり |
| 6) 定例検針日 | 別紙のとおり |
| 7) 自家発補給電力 | 別紙のとおり |
| 8) 太陽光発電設備の有無 | 別紙のとおり |
| 9) アンシラリーサービス料金対象容量 | 別紙のとおり |

3. 予定契約電力及び予定使用電力

- | | |
|------------|--------|
| 1) 予定契約電力 | 別紙のとおり |
| 2) 予備選契約 | 別紙のとおり |
| 3) 予定使用電力量 | 別紙のとおり |

4. 供給期間

2026 年 4 月の定例検針日から 2027 年 4 月の定例検針日の前日（1 年間）とする。

5. 検針日及び計量

1) 検針日

検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする

2) 計量

計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

6. 需給地点

需要場所における、構内引き込み第 1 柱上の開閉器電源側接続点

7. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同様とする。ただし、取引用計量装置は、旧一般電気事業者の所有とする。

8. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同様とする。

9. 供給条件

供給する電力は以下のすべてを満たすこと。

1) 供給施設にて使用する電力量の全量を供給すること。

受注者が調達する豊中市伊丹市クリーンランド（以下「ランド」という。）余剰電力が、不足する時間帯については、受注者が別途調達する電力を供給すること。なお、受注者が調達するランド余剰電力が、需要量に対して過剰となる時間帯における電力量の取扱いについては、受注者の任意とする。

2) 使用電力量の全てにランド由来の非化石証書を付与すること。

供給施設にて使用する電力量の全量に、ランドから調達する非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）を付与すること。なお、ランドから調達する非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）が不足する場合は、受注者が別途調達する非化石証書を付与すること。

3) 供給する電力の調整後排出係数は 0.000 kg-CO₂/kWh とすること。

調整後排出係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 20 条の 2 に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

10. 供給価格

供給価格は、基本料金と電力量料金に基づく 2 部料金制とし、料金の算定は 1 ヶ月（前月の定例検針日から当月の定例検針日の前日）の使用電力量に基づき、次の算定式より算

出すること。

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 + 燃料費調整額 + 市場価格調整額 + 環境価値（非化石証書）

1) 基本料金

基本料金単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件を上限とし、基本料金単価に契約電力及び力率割引値（または割増値）を乗じて算出すること。

(1) 力率

① 受注者は、契約期間において該当月の平均力率により力率割引（または割増）を行うこと。

② 力率は、該当月の 8 時から 22 時までの時間における平均力率とし、以下の算定式より算出すること。なお、単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること（瞬間力率が、進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。）。

$$\text{平均力率 } (\%) = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

③ 力率割引値（または割増値）は、以下の算定式より算出すること。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とする。

$$\text{力率割引又は割増し値} = 1.85 - \text{力率}/100$$

2) 電力量料金

電力量料金単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件を上限とし、電力量料金単価に使用電力量を乗じて算出すること。

3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）によるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に使用電力量を乗じて算出すること。

4) 燃料費調整額

燃料費調整額単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとし、燃料費調整額単価に使用電力量を乗じて算出すること。

5) 市場価格調整額

市場価格調整単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとし、市場価格調整単価に使用電力量を乗じて算出すること。

6) 環境価値（非化石証書）

環境価値単価は、0.792 円（税込）とし、環境価値単価に使用電力量を乗じて算出すること。

7) 予備線

供給施設の内、常時供給設備等の補修または事故等により生じた不足電力の補給を目的に予備電線路により電力供給を受ける施設に関する当該料金については、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする。

8) 端数処理

電気料金を算出する際の端数処理は、以下のとおりとする。

(1) 合計金額の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(2) 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

1 1. 供給期間中の工事等

受変電設備及び引き込み位置の移設や変更、設備更新等に伴う使用電力量の増減予定がある場合は別紙に記載。

1 2. 見積作成における留意点

- 1) 見積価格算定時の力率は 100% とすること。
- 2) 見積価格は、現行の消費税率（10%）を適用すること。
- 3) 見積価格算定時には、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整額は考慮しないこと。

1 3. その他

- 1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする。
- 2) 契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、ま

たは下回ることができるものとする。

- 3) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- 4) 供給施設毎の電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。また、契約期間終了後、供給施設毎の供給期間における30分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。
- 5) 本仕様書に定めのない事項については、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件等に準ずるものとし、受給者と供給者とが協議して定める。